

# 府中市特別支援教育推進計画

## 第4次推進計画（素案）

### ＜基本理念＞

未来社会を創る子供たちの共生社会の実現に向け、地域全体で大切に育て、一人一人がもつ能力を多様な学びの場において最大限に伸ばし、子供たちの自立と社会参画を目指します。



## はじめに

府中市教育委員会は、これまで、第1次（平成17年度）、第2次（平成25年度）、第3次（令和2年度）に府中市特別支援教育推進計画を策定し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るとともに、教育相談や特別支援教室等の環境を整備し、個に応じた指導・支援の充実や障害のある児童・生徒等に対する実効性のある取組を推進してきました。

平成17年度の第1次推進計画策定時と比べると、障害者の権利に関する条約の批准や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」など、障害者を取り巻く環境も大きく変わっています。

今後、障害のある人もない人も互いに尊重し合いながら暮らしていける「共生社会」を実現するためには、これまで以上に障害者の「自立と社会参加」を促進する必要があり、障害のある児童・生徒等の能力を最大限に伸長する「多様な学びの場」における特別支援教育が重要な役割を果たしていくこととなります。

府中市特別支援教育推進計画第4次推進計画では、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画」やこれまでの府中市教育委員会の取組を踏まえ、市内全ての小学校、中学校における特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、適切な指導及び支援を行うための施策を示しております。

府中市教育委員会は、本計画を着実に推進することで、障害のある幼児・児童・生徒への特別支援教育の更なる充実を図っていきます。今後とも、保護者の方々を始め、教育関係者、市民の皆様の一層のご理解、ご支援をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和5年3月

府中市教育委員会

## < 目 次 >

はじめに

### 第1章 府中市特別支援教育推進計画第4次推進計画の概要

- 1 推進計画の背景
- 2 推進計画の目的等
- 3 推進計画の基本的な考え方

### 第2章 特別支援教育推進施策の方向性と取組

#### 方向性Ⅰ 小中学校における取組

- 取組1 通常の学級における特別支援教育の充実
- 取組2 知的障害特別支援学級における指導の充実
- 取組3 特別支援教室における指導の充実
- 取組4 通級指導学級（言語障害、難聴）における指導の充実
- 取組5 特別支援教育に関する専門性の向上

#### 方向性Ⅱ 取組を支える環境の整備

- 取組1 教育相談体制の充実
- 取組2 就学相談の充実
- 取組3 児童・生徒のライフステージにおける連続性のある支援
- 取組4 医療的ケア児への支援の充実

#### 方向性Ⅲ 保護者、地域及び関係機関との連携

- 取組1 保護者、地域の特別支援教育の理解促進に向けた取組の充実
- 取組2 関係機関との連携

### 参考

- 1 第3次特別支援教育推進計画について
- 2 府中市の特別支援教育の実態

## 第1章

# 府中市特別支援教育推進計画第4次推進計画の概要

# 第1章 府中市特別支援教育推進計画第4次推進計画の概要

## 1 第4次推進計画策定の背景

### (1) 第7次府中市総合計画

令和4年度から令和11年度までの期間とする府中市総合計画において、学校教育に関連する施策は、施策49及び施策50、51に位置付けられており、その内、特別支援教育に関連する主要な取組は、「特別支援教育の充実(施策49)」、「教育相談・教育支援事業(施策50)」があります。特に、施策49では、「児童・生徒一人ひとりが個に応じた適切な教育を受けられるよう、特別支援教育を展開します。」としています。

#### <施策49 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成>

地域(市民)と学校が「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有した上で、協働し、郷土府中への誇りと愛着を持った持続可能な社会の創り手となる人材を育てています。(主な取組 特別支援教育の充実)

#### <施策50 学びの機会を保障するための支援の充実>

全ての児童・生徒が、誰一人取り残されることなく、安全・安心に学ぶことができ、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質や能力を育てています。(主な取組 教育相談・教育支援事業)

### (2) 第3次府中市学校教育プラン

令和4年度から令和11年度までの期間とする府中市学校教育プランの基本理念は、近年のグローバル化や急速な情報化の進展、新型コロナウイルス感染症の流行など、社会の変化が複雑で予測困難であり、様々な課題に対して決まった答えがない世の中において、感性を豊かに働かせ、試行錯誤しながらよりよく問題を解決する資質・能力や、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向けて挑戦することができる人間に育ててほしい、そのような願いの下で設定されています。

#### <府中市学校教育プランの基本理念>

全ての子供が、人格の完成に向け、ふるさと府中に誇りを持ち、知性や感性を磨き、豊かな人間性を備え、心身ともに健康に成長していくために、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関が相互に連携、協力、役割分担、支援しながら子供たちの育成を担っていきます。

府中市特別支援教育推進計画を策定する上で、第3次府中市学校教育プランとの整合性に配慮し、基本理念の実現を目指します。

#### <第3次府中市学校教育プランの特別支援教育に関連する主な取組例>

- 全ての教員の専門性向上
- ICT機器を活用した授業改善
- 特別支援教室における指導の充実
- 関係機関との連携
- 学校生活支援シート(個別の教育支援計画)の活用
- 府中市教育支援委員会の効果的な運営
- 医療的ケア児への対応 など

### (3) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画

東京都教育委員会が策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）は、平成29年度から令和9年度までの11年間で、第一次実施計画の計画期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間、第二次実施計画の計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間となります。

#### ＜東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念＞

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成

第二次実施計画の「施策の方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立学校等における特別支援教育の充実」においては、小学校、中学校等に在籍する児童・生徒が充実した教育環境の下で、適切な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導・支援によって着実に力を伸ばさせるとともに、切れ目なく、継続性のあるきめ細かな指導・支援が行われ、児童・生徒一人ひとりが、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けることを目指しています。

### (4) 学習指導要領（平成29年告示）の実施

小学校においては令和2年度、中学校においては令和3年度から学習指導要領が全面实施となりました。

小学校等の学習指導要領では、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要であると示されています。

また、総則のほか、各教科等においても、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」に当該教科等の指導における障害のある児童に対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されています。

#### ○ 小学校学習指導要領第1章第4の2 特別な配慮を必要とする児童への指導

##### (1) 障害のある児童などへの指導

- ① 児童の障害の状態等に応じた指導の工夫
- ② 特別支援学級における特別の教育課程
- ③ 通級による指導における特別の教育課程
- ④ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

小学校学習指導要領解説（平成29年告示）

学校教育法第81条第1項では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障害のある児童・生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定されています。

## (5) G I G Aスクール構想

国では、学習指導要領の実施を見据え、児童・生徒一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指すG I G Aスクール構想を進めていました。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症のまん延による学校の一斉臨時休業等を受け、G I G Aスクール構想が前倒しになるなど、市立小・中学校においても一人一台端末の整備が令和3年度に完了し、デジタル活用による教育の基盤整備が急速に進められました。

## (6) 中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」

令和3年1月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において、特別支援教育の在り方についての基本的な考え方として、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があるとされました。

特別支援教育の在り方として、障害のある児童・生徒等の学びの場の整備・連携強化、特別支援教育を担う教師の専門性向上や関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実が求められています。

## (7) 特別支援教育をめぐる動き

平成26年の府中市特別支援教育推進計画第2次推進計画の策定以降、障害者や府中市を取り巻く状況は大きく変化しました。

### ア 障害者の権利に関する条約の発効（平成26年2月）

障害者の教育については、第24条に規定されており、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされています。

### イ 障害者基本法の改正（平成23年8月）

障害者の教育については、第16条において、「障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定されています。

### ウ 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月）

障害者の権利に関する条約では、条文の第24条に「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償の



かつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」とあります。インクルーシブ教育システムとは、この理念に基づく教育制度のことを指します。

## エ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行（平成28年4月）

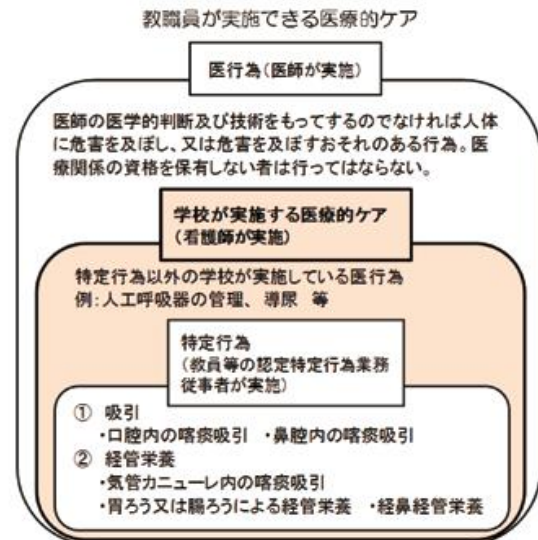
障害を理由とした不当な差別的扱いの禁止や障害者に対する合理的配慮の提供が、行政機関等の法的義務と定められるなど、障害を理由とする差別解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

## オ 改正された発達障害者支援法の施行（平成28年8月）

教育に関しては、第8条において、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害でない児童とともに教育を受けられるよう配慮」することや、「個別の教育支援計画の作成」及び「個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進」をすることが新たに規定されました。

## カ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（令和3年9月）

基本理念として、医療的ケア児が医療的ケアを必要としない児童・生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に医療的ケアに係る支援が行われるなど、社会全体で支えることが示されました。



## 2 推進計画の目的等

### (1) 推進計画の目的

本推進計画は、共生社会の実現に向け、子供たちや家庭、地域を取り巻く環境の変化に鑑み、障害の有無にかかわらず、子供たち一人一人がもつ能力を最大限に伸長することができる環境を確保するため、子供たちやその保護者、地域にとって必要な特別支援教育に関連する施策を計画的に実施するために策定するものです。

### (2) 推進計画の位置付け

本推進計画は、国や都の動向及び第7次府中市総合計画並びに第3次府中市学校教育プランを踏まえ、令和4年度までを計画期間としている府中市特別支援教育推進計画第3次推進計画の主旨を内包した計画として策定します。

### (3) 計画期間

本推進計画は、令和5年度から令和7年度までの3年間を計画期間とします。

## 3 推進計画の基本的な考え方

推進計画は、障害のある児童・生徒も障害のない児童・生徒も共に学び、互いに理解を深められる共生社会の実現を目指して策定しました。

障害のある児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長し、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するためには、子供たちにとって最適な学びの場につなぐ就学相談機能の充実や、一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる多様な学びの場の充実・整備とともに、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流及び共同学習の促進を、着実に進めていくことが重要です。

そのため、全ての児童・生徒のライフステージにおいて切れ目のない支援を行い、一人一人がもっている能力を最大限に伸ばすことのできる、誰にとっても住みやすく、子供たちが心身共に安心して豊かに育まれる環境を、あらゆる社会の資源と連携し、府中市が共生社会の実現を実感しながら、地域ぐるみで構築できる社会を目指します。

### <基本理念>

**未来社会を創る子供たちの共生社会の実現、地域全体で大切に育て、一人一人がもつ能力を多様な学びの場において最大限に伸ばし、子供たちの自立と社会参画を目指す。**

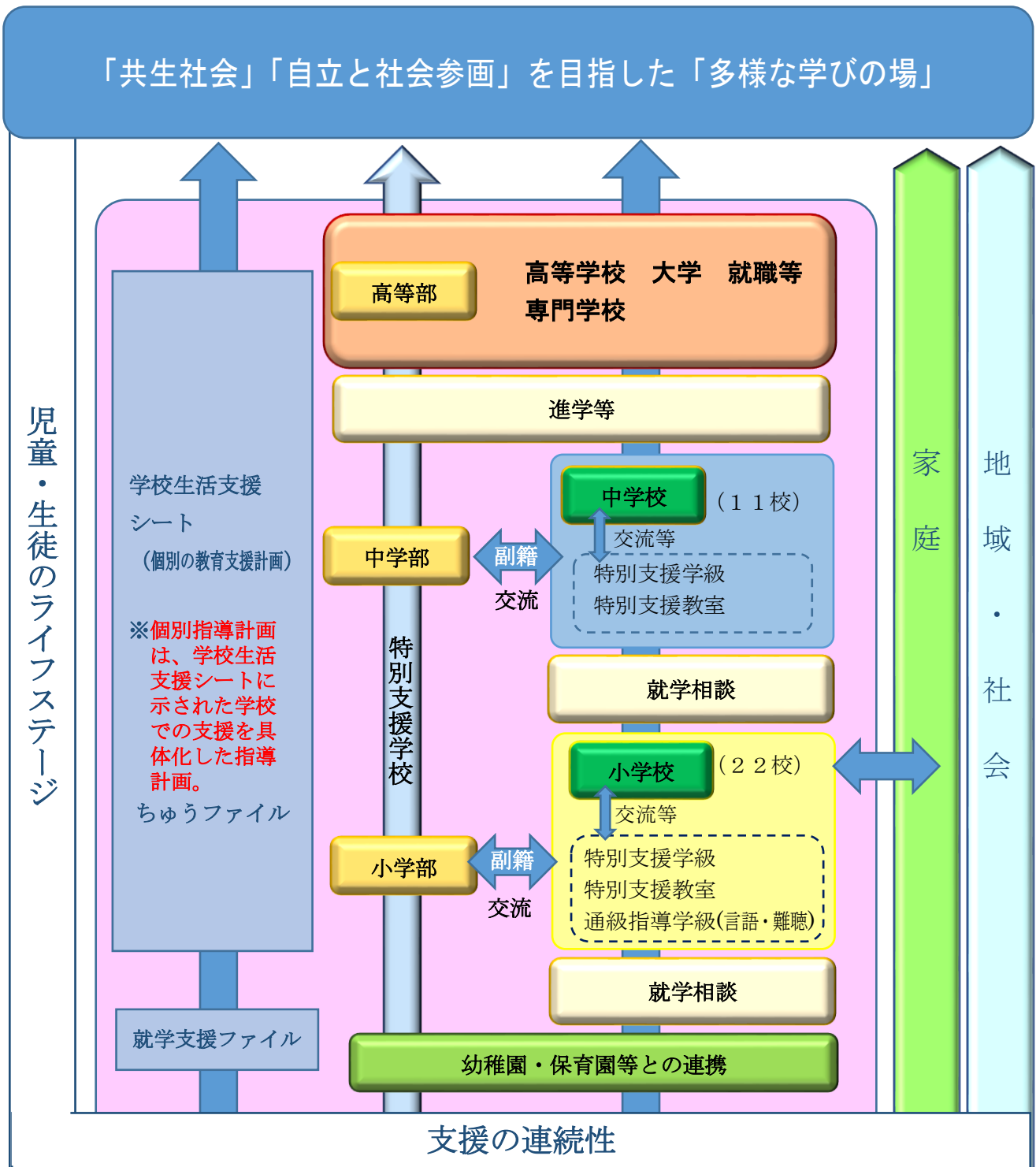
計画策定三つの方向性

<方向性Ⅰ> 小中学校における取組

<方向性Ⅱ> 取組を支える環境の整備

<方向性Ⅲ> 保護者、地域及び関係機関との連携

(1) 児童・生徒のライフステージにおける支援の連続性



(2) 府中市特別支援教育推進計画第4次推進計画の体系

<p><b>方向性Ⅰ</b></p> <p><b>小中学校における取組</b></p>	<p>取組1 通常の学級における特別支援教育の充実</p> <p>取組2 知的障害特別支援学級における指導の充実</p> <p>取組3 特別支援教室における指導の充実</p> <p>取組4 通級指導学級（言語障害、難聴）における指導の充実</p> <p>取組5 特別支援教育に関する専門性の向上</p>
<p><b>方向性Ⅱ</b></p> <p><b>取組を支える環境の整備</b></p>	<p>取組1 教育相談体制の充実</p> <p>取組2 就学相談の充実</p> <p>取組3 児童生徒のライフステージにおける連続性ある支援</p> <p>取組4 医療的ケア児への支援の充実</p>
<p><b>方向性Ⅲ</b></p> <p><b>保護者、地域及び関係 機関との連携</b></p>	<p>取組1 保護者、地域の特別支援教育の理解促進に向けた取組の充実</p> <p>取組2 関係機関との連携</p>

<p>ア 人権教育の一層の推進  イ 通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の指導の充実  ウ 学習環境の改善と整備  エ 校内委員会の充実  オ 交流及び共同学習  カ 小中連携、一貫教育における取組の充実</p>
<p>ア 知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実  イ 学習環境の改善と整備  ウ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導 計画に基づく指導と支援の充実  エ 知的障害特別支援学級の適正な規模と配置  オ 異校種への指導の接続  カ 交流及び共同学習、副籍交流の推進</p>
<p>ア 特別支援教室の指導内容・方法の充実  イ 在籍学級担任等と巡回指導教員との連携の充実  ウ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導 計画に基づく指導と支援の充実  エ 異校種への指導の接続  オ 特別支援教室ガイドラインの改訂及び周知徹底</p>
<p>ア 通級指導学級（言語障害、難聴）における指導内容・方法の充実  イ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導 計画に基づく指導と支援の充実  ウ 学習環境の改善と整備</p>
<p>ア 全ての教職員の特別支援教育に関する理解促進  イ 通常の学級を対象とした研修の充実  ウ 知的障害特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級の教員を対象とした研修の充実</p>

<p>ア 教育相談の充実  イ 重層的な支援体制の充実  ウ 児童発達支援センター（仮称）における教育相談機能の整備</p>
<p>ア 児童発達支援センター（仮称）における就学前相談機能の整備  イ 教育支援（就学相談、転学相談）の充実  ウ 幼稚園、保育園等と連携した理解促進</p>
<p>ア 児童発達支援センター（仮称）における福祉と教育相 談・教育支援との連携の充実  イ 福祉保健部による「ちゅうファイル」を活用した連携の充実</p>
<p>ア 医療的ケアに関する対応策の検討・実施  イ 関係機関等との連携</p>

<p>ア 特別支援教育に関する情報発信  イ 保護者等に対する講演会、研修会の実施</p>
<p>ア 都立特別支援学校のセンター的機能の活用  イ 府中市児童発達支援センター（仮称）等との連携</p>



## 第2章

### 特別支援教育推進施策の方向性と取組

## 第2章 特別支援教育推進施策の方向性と取組

### 方向性1 小中学校における取組

#### 取組1 通常の学級における特別支援教育の充実

##### ア 人権教育の一層の推進

各学校において、人権尊重の理念に基づき、障害の有無にかかわらず互いを尊重し、多様性を認め合う学校づくりを進めるとともに、児童・生徒がいかなる差別やいじめを決して許さない人権感覚や他の人と共によりよく生きようとする態度、具体的な人権問題に直面して、それを解決しようとする実践的な行動力などを身に付けられる教育活動を推進します。

また、共生社会の実現に向けて、「未来へつなぐ府中2020レガシー」として、これまでオリンピック・パラリンピック教育を通じて育成してきた「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」を引き続き育成します。

##### イ 通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の指導の充実

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が可能な限り共に教育を受けられるよう、個々の実態に応じた授業づくりや安心、安全な学校生活を送れる学級づくりを行うなど、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を推進します。

また、発達障害等のある児童・生徒への指導については、次の支援レベルに応じた指導が行われるよう、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実に努めます。ただし、支援レベル3の児童・生徒については、小・中学校学習指導要領に基づき、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画を必ず作成し、活用した指導を行います。

##### 【発達障害等のある児童・生徒への支援レベル】

支援レベル1	巡回指導教員や巡回相談心理士の助言に基づく、在籍学級担任等の指導方法の工夫等により、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
支援レベル2	校内・外の人的支援（「学級経営支援員」、「合理的配慮支援員」など）を活用することにより、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
支援レベル3	特別支援教室での特別な指導が必要と思われる程度

支援レベル2、3については、校内委員会において前提となる支援レベルの結果を十分に評価し、改善してもなお、更なる支援が必要である場合において検討を行います。



## ウ 学習環境の改善と整備

一人1台端末等のICT機器の活用や教室環境の改善を図るなど、児童・生徒の発達の特性に応じた多様な学びを提供し、個別最適な学びの実現に向け、児童・生徒の学習における困難さの改善を図る取組を推進します。

さらに、拡大表示、白黒反転、総ルビ、音声読み上げ、ハイライト表示等の機能により、児童・生徒が自己の特性に応じた学習が行えるよう、デジタル教科書等のデジタル教材の導入を検討します。

## エ 校内委員会の更なる充実

特別な支援・指導を要する児童・生徒の実態把握や、特別な教育的ニーズに応じた支援・指導について、学校と必要な関係者から編成される校内委員会で対応していくために、巡回心理士等を学校に派遣するなど、特別支援教育に関する校内委員会の充実を図ります。

## オ 交流及び共同学習、副籍交流の推進

通常の学級の児童・生徒と特別支援学級の児童・生徒が、社会性を養い、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、学校行事の交流活動にとどまらず、児童・生徒の実態に応じて教科、領域等における交流及び共同学習を推進します。また、副籍制度による交流活動を充実させ、児童・生徒の相互理解を育み、共生社会の実現に向けて、児童・生徒本人や保護者の意向を踏まえつつ、交流機会の確保に向けた取組を推進します。さらに、一人1台端末等の活用により、地域指定校との交流活動についても検討していきます。

## カ 小中連携教育における取組の充実

9年間を通して地域ぐるみで児童・生徒の「生きる力」を育むため「小・中連携の日」を設定し、「学び」と「育ち」の視点から指導連携の充実を図ります。

また、発達の段階に応じたつながりのある継続した支援を実現するために、小・中学校の情報共有や引き継ぎを確実にを行います。

## 取組 2 知的障害特別支援学級における指導の充実

### ア 知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実

在籍する児童・生徒が、望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力を身に付けられるにすため、児童・生徒の実態に応じた教育課程を編成し、適切な教科用図書等の採択及び教科別の指導の充実を図るほか、各教科等を合わせた指導の充実を図るとともに、発達段階に応じた教育活動の見直し、改善を図ります。

なお、教育課程の実施に際しては、特別支援学校や医療機関等の関係機関と連携し、児童・生徒の実態に応じた指導・支援の充実を図ります。

### イ 学習環境の改善と整備【再掲：方向性 1－取組 1－ウ】

### ウ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実

児童・生徒の学習及び生活上の困難の背景・要因等を踏まえ、適切な指導及び支援を行うために、児童・生徒及び保護者のニーズに応じた学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画を作成し、計画に基づいたきめ細かな指導の充実を図ります。

### エ 知的障害特別支援学級の適正な規模と配置

府中市では、知的障害特別支援学級を、小学校に 6 校（二小、四小、五小、九小、小柳小、南町小）、中学校に 3 校（一中、二中、四中）設置しています。引き続き、児童・生徒数の状況に応じて、配置校や学区域等の見直し、中学校への知的障害特別支援学級配置校の増設等について、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置につきましても検討していきます。

### オ 異校種への指導の接続

継続した指導や支援が受けられるよう、適宜、保護者の了解を得ながら、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等の活用や学校間の連携を密にし、確実に情報を引き継ぎます。また、特別支援学級等での指導を小学校から引き続いて受けることが必要な場合は、中学校入学前の状況を把握し、当該生徒の指導計画に反映していきます。

### カ 交流及び共同学習、副籍交流の推進【再掲：方向性 1－取組 1－オ】

### **取組3 特別支援教室における指導の充実**

#### **ア 特別支援教室の指導内容・方法の充実**

退室を見据えた指導目標の立て方及び指導目標に対する評価の考え方の共通理解を図るとともに、児童・生徒一人一人の障害（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害）の状態等の的確な把握に基づいた特別の教育課程を編成するとともに、個別指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容・方法（個別指導の充実）を定め、それに基づいた指導の充実を図ります。さらに、指導の成果を把握するとともに、改善が見られた場合には、指導時数の見直しや退級・退室の判定を行います。

#### **イ 在籍学級担任等と巡回指導教員との連携の充実**

特別支援教室で指導を受ける児童・生徒が、特別支援教室で学んだことを在籍学級で発揮するなど困難の改善が図られるよう、巡回指導教員等が在籍学級における当該の児童・生徒の状況把握に努めるとともに、専門的立場から助言を行うなど、在籍学級担任等との連携の充実を図ります。また、連携・協働のためのツール（連携型個別指導計画等）の作成について検討を進めていきます。

#### **ウ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実【再掲：方向性1－取組2－ウ】**

#### **エ 異校種への指導の接続【再掲：方向性1－取組2－オ】**

#### **オ 特別支援教室ガイドラインの改訂及び周知徹底**

特別支援教室の対象児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、全ての時間、在籍学級で学校生活を送れるようになるという特別支援教室の目的を達成させるため、特別支援教室ガイドラインの改訂及び周知徹底を行い、学校全体での取組を一層充実させます。

## **取組 4 通級指導学級（言語障害、難聴）における指導の充実**

### **ア 通級指導学級（言語障害、難聴）の指導内容・方法の充実**

府中市では、難聴学級を小学校 1 校（住吉小）、言語障害学級を 2 校（一小、住吉小）に設置しています。障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」と、障害に応じた配慮を主とした「教科の補充指導」の一層の充実を図ります。

### **イ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実【再掲：方向性 1－取組 2－ウ】**

### **ウ 学習環境の改善と整備【再掲：方向性 1－取組 2－イ】**

## **取組 5 特別支援教育に関する専門性の向上**

### **ア 全ての教職員の特別支援教育に関する理解促進**

教職員（「合理的配慮支援員」や「特別支援学級補助員」等の支援員も含む）一人一人が特別支援教育の理念や現状を理解し、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する指導力の向上を図ることができるよう、特別支援教育に関する研修及び指導資料等を作成し、理解促進を図ります。

### **イ 通常の学級の教員を対象とした研修の充実**

特別な支援を必要とする児童・生徒への個に応じた指導の充実を目指し、通常の学級の教員を対象にした特別支援教育に関する専門性向上に資する研修を企画・実施します。また、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画の作成・活用が、当該の児童・生徒を担当する教員や特別支援教育コーディネーターだけでなく、全ての教員が理解し、作成・活用できるよう、研修を実施します。

### **ウ 知的障害特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級（言語障害、難聴）の教員を対象とした研修の充実**

児童・生徒一人一人の障害の状態に応じた将来を見据えた指導ができるよう、研修の充実を図ります。

また、特別支援学校のセンター的機能を活用し、指導方法や教室環境の整備等について工夫が図られるよう、特別支援学校との連携の充実を図ります。

さらに、障害の理解や指導方法の改善など、一人一人の児童・生徒の障害の特性に応じた特別の指導が行えるよう、言語聴覚士、学識経験者などの専門家から助言を受ける機会や研修の充実を図ります。

## 取組1 教育相談体制の整備・充実

### ア 教育相談の充実

市内在住・在学の幼児、小・中学生、高校生とその保護者の方を対象に、電話相談員と臨床心理士等が心配事や悩みについて相談を受け、問題解決に向けて、助言や検査、他の機関への紹介等、支援を行います。

また、学校からの要請に応じて、巡回心理士等を学校へ派遣し、教育上特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援に関する助言を行います。

### イ 重層的な支援体制の充実

学校に不応適を起こしている児童・生徒の支援に向けて、教育、医療、福祉等の複数の視点で支援に当たられるよう、初期段階における心理的、福祉的な視点でのアセスメントの充実を図るとともに、学校へ巡回心理士やスクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣や関係機関への接続、ケース会議の実施など、重層的な支援体制の充実を図ります。

### ウ 児童発達支援センター（仮称）における教育相談機能の整備

発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子供、子供の育ちについて不安のある保護者に対し、教育と福祉が一体となった相談が実施ができる環境整備を検討します。

## 取組2 就学相談の充実

### ア 児童発達支援センター（仮称）における就学前相談機能の整備

発達面、行動面、生活面において支援を必要とする就学前の子供、子供の育ちについて不安のある保護者への支援として、教育と福祉、保健等が連携した体制を整備し、保護者に対して多様な学びの場に関する理解啓発に努めます。

### イ 教育支援（就学相談、転学相談等）の充実

就学先決定についての手続きの流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者に対して就学に関するガイダンスの充実を図ります。

障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育、医療、心理等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定していきます。

なお、就学相談の結果と異なる就学や、就学先決定後において学校生活に心配や不安のある場合においては、学校の要請に応じて教育支援員等による学校訪問を行うなど、児童・生徒、保護者、学校に対して継続的な支援（フォローアップ）の充実を図ります。

また、就学・転学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童・生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学等ができることを、全ての教職員の共通理解を図ります。

さらに、学校は、校内委員会において、転学後の児童・生徒の学校への適応状況や障害の状態等の改善の様子を把握し、経過観察が必要な場合は、本人及び保護者と信頼関係を保ちながら、継続した相談を進めます。

### ウ 幼稚園、保育園等と連携した理解促進

就学前に相談を行っている幼児、園児の教育的ニーズに応じた教育を保証できるよう、当該の幼稚園、保育園を巡回し、幼児、園児のアセスメントを行います。

また、福祉と連携するとともに、教育的ニーズに応じた就学先が決定できるよう、幼稚園、保育園との連携の充実に努めます。

### **取組3 児童・生徒のライフステージにおける連続性のある支援**

ア 児童発達支援センター（仮称）における福祉と教育相談・教育支援の連携の充実  
ライフステージが変化しても途切れない支援を行えるよう、教育と福祉の連携の充実を図り、児童発達支援センター（仮称）の体制整備を進めます。

また、児童発達支援センター（仮称）の整備に向けて、一人一人の児童・生徒等や保護者に寄り添った支援が行えるよう、関係部署と連携した検討を進めます。

イ 福祉保健部による「ちゅうファイル」を活用した連携の充実

福祉的支援を必要とする方のライフステージが変化しても、必要な支援が連続して行われるよう、福祉保健部と連携を図り、「ちゅうファイル」と「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の接続を図り、活用しやすい環境を検討します。

### **取組4 医療的ケア児への支援の充実**

ア 医療的ケアの実施体制の整備

医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全で安心した学校生活を送るための体制整備を進めます。

また、将来の自立と社会参加を支援するため、学校生活のみならず地域生活における活動の充実、卒業後の生活の充実に向けて、医療的ケアの内容の変化や実績を学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等に反映させるなど、関係部署との連携の充実を図ります。

イ 関係機関等との連携

就学後、必要な医療的ケアが円滑に実施されるよう、子ども家庭支援課や障害者福祉課、保育支援課等の関係部署や就学前施設等との連携の充実を図ります。

医療的ケア児が放課後等デイサービスなどの学校外の施設を利用する場合、支援内容の引継ぎなどで学校が学校外の施設や市と連携が図られるよう、保護者の同意を前提として、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等の提供を行うなど、情報共有を図り、切れ目ない支援を行います。

### 取組1 保護者、地域の特別支援教育の理解促進に向けた取組の充実

#### ア 特別支援教育に関する情報発信

特別支援教育や障害等に関する正しい理解や支援の輪を広げるため、教育委員会の刊行物、教育委員会や学校のホームページ等を活用しながら、保護者や地域に対する理解啓発活動の一層の充実を図ります。

また、教職員の指導の質の向上を図るとともに、保護者等に対して支援の一助となるよう、特別支援教育の充実に向けた取組や成果等の情報について、情報共有サイトの構築に向け検討します。

#### イ 保護者等に対する講演会、研修会の実施

特別支援教育を推進するため、特別支援教育について保護者や地域に対する理解啓発に向けて、PTAや保護者等を対象にした特別支援教育の内容等について、啓発資料の配布や研修会等を開催していきます。

### 取組2 関係機関との連携

#### ア 都立特別支援学校のセンター的機能の活用

府中市立学校における特別支援教育の質の向上を図るため、特別支援学校と連携し、巡回相談や研修会の講師、医療的ケアに関する助言、副籍等による交流及び共同学習等の充実を図ります。

#### イ 府中市児童発達支援センター（仮称）等の福祉との連携

平成31年4月に策定された「府中市子どもの未来応援基本方針」の考え方を踏まえながら、ライフステージが変化しても途切れない支援を行えるよう、教育と福祉の連携の充実を図り、児童発達支援センター（仮称）の体制整備を進めます。

また、教育と福祉の部門を統括し、教育や療育、相談等に関する考え方の整合性を図りながら、一人一人の児童・生徒等や保護者に寄り添った支援ができるよう、福祉や保健等を所管する関係部署と連携・調整を行います。

さらに、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援等の障害児通所支援の充実について、家庭と教育と福祉が連携し、支援が必要な児童・生徒や保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、一層の連携を推進します。